

要安全確認計画記載建築物(緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

令和8年7月16日時点

【臨港道路 前島臨港道路 (指定区間)前島中央臨港道路(北)交点～前島中央臨港道路(南)交点】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	京都府舞鶴警察署東庁舎	舞鶴市大字浜小字浜2014	警察署	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=0.44 CT・SD=0.349			

【一般国道 国道27号 (指定区間)前島中央臨港道路(南)交点～府道小倉西舞鶴線交点(小倉)】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	シオミビル	舞鶴市字浜266番地3	店舗併用住宅	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.52 CTU・SD=0.14			

- ※ ①耐震診断結果のうち Is が最小の部位の結果を記載
- ② Iso=0.6、Z・G・U=1.0とする。
- ③構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の分類

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価		
	I	II	III
建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	Is < 0.3 又は q < 0.5	左右以外の場合	0.6 ≦ Is かつ 1.0 ≦ q
一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」	上部構造評点<0.7	0.7≦上部構造評点<1.0	1.0≦上部構造評点
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso<0.5又は CT・SD<0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ 0.3<CT・SD≦1.25
			1.25<CT・SD
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso<0.5又は CTU・SD<0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ 0.3・Z・G・U<CTU・SD
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版、2025年版)	Is < 0.3 又は q < 0.5	左右以外の場合	0.6 ≦ Is かつ 1.0 ≦ q
一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」	Is /Iso < 0.5 又は CTU・SD < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≦ Is /Iso かつ 0.3・Z・G・U≦CTU・SD

- I .大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II .大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III .大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示すもので、いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないものとされています。